

美浜町附属機関設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町規則第10号

美浜町附属機関設置規則の一部を改正する規則

美浜町附属機関設置規則(平成30年美浜町規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第8条関係)			別表(第2条、第8条関係)		
名称	委員の 任期	庶務担当課	名称	委員の 任期	庶務担当課
美浜町総合計画審議会	2年	総務部地域戦略課	美浜町総合計画審議会	2年	総務部地域戦略課
削る	削る	削る	美浜町まち・ひと・しごと創生総合 戦略推進会議	1年	総務部地域戦略課
美浜町まちづくりエンジョイぷら ん審査会	2年	総務部地域戦略課	美浜町男女共同参画プラン策定委 員会	計 画 策 定まで	総務部地域戦略課

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。